

令和2年度新規漁業者確保定着支援事業（水産業インターンシップ）実施要領

1 目的

水産業インターンシップを通じて、高校生が本県の水産業に関する知識を習得し、理解を深めることにより、将来の担い手の育成に寄与することを目的とする。

2 事業主体

千葉県

3 開催時期と実施地区

(1) 開催時期：令和2年7月から令和3年3月の間の5日間以内とする。

なお、実施日については、受入漁業者と調整の上、決定して通知する。

(2) 実施地区：①銚子・九十九里地区（銚子水産事務所管内）、②外房地区（勝浦水産事務所管内）、③内房地区（館山水産事務所管内）、④東京湾内湾地区（県水産課管内）

4 研修内容

研修は、実際の操業での漁労等の乗船実習及び漁獲物の水揚げや漁具作成等の陸上実習等とする。なお、天候等の都合により、ロープワークや網仕事のための陸上実習となる場合がある。

(1) 乗船実習：漁労技術、養殖技術等

(2) 陸上実習：漁獲物の選別、鮮度保持技術、漁具作成等

※地区ごとに、対象者決定後、受入漁業者と調整の上、具体的な内容を決定する。

5 インターンシップ対象者

県内の高校生又は千葉県での漁業就業を希望する県外の高校生（以下、「研修生」という。）を対象とする。

6 募集人員

25名程度（予算の範囲内）

7 研修生の服装及び携帯品

(1) 動きやすい服装（宿泊が伴う場合は着替えとパジャマ等）

(2) タオル

(3) 帽子

(4) 長靴

(5) 雨具

(6) 筆記用具等

(7) 健康保険証のコピー

(8) その他

8 参加費

参加費は徴収しない。ただし、研修生およびその同行者の研修先までの交通費及び研修期間中の食費等（宿泊を伴う場合はその費用含む。）は、原則として各自の負担とする。

9 安全推進

(1) 研修生は、傷害保険に加入する。

- (2) 受入漁業者等は、研修期間中の事故等に対するため、賠償責任保険に加入する。
- (3) 研修生及び受入漁業者等は、救命胴衣等の着用を義務付けるなど、安全について十分に配慮する。

1 0 参集・解散

現地集合・現地解散とする。

1 1 申込方法等

研修生は、水産課長宛での「申込書」(別記様式1)を学校に提出する。

提出を受けた学校は、「申込書」に水産課長宛での「推薦書」(別記様式2)を添付して、学校所在地を所管する水産事務所(又は水産課)に提出する。

申込書を受け取った水産事務所は、進達文書を添付し、水産課に提出する。

(1) 千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室

住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-3041

(2) 銚子水産事務所 改良普及課

住 所：〒288-0001 銚子市川口町2-6385-439

電話番号：0479-22-8397

(3) 館山水産事務所 改良普及課

住 所：〒294-0045 館山市北条402-1

電話番号：0470-22-5761

(4) 勝浦水産事務所 改良普及課

住 所：〒299-5225 勝浦市墨名815-12

電話番号：0470-73-0108

1 2 受入決定通知

申込みが予定する定員を上回った場合は、原則として先着順とし、別記様式3により本人、別記様式4により研修生が通学する学校長宛てに通知する。

1 3 報告

(1) 研修生は、水産業インターンシップ終了後、別記様式5によるアンケート及び感想文等の結果報告書を、申込みを行った水産事務所(又は水産課)に提出する。

(2) 結果報告書を受け取った水産事務所は、別記様式6により、水産課に提出する。

(3) 研修生の進路を把握するため、水産課は研修生の所属する学校に別記様式7により報告依頼を行い、依頼を受けた学校は、別記様式8により、水産課まで提出する。

1 4 経費等負担

県は、受入漁業者等に対して、予算の範囲内において、技術指導料(1日：10,000円)、施設(漁船、漁具)の借上料の一部、研修生傷害保険料及び受入側賠償責任保険料の全部に要する経費を負担するものとする。また、円滑な研修受入れのために、受入漁業者等は、その費用を負担し、事業の円滑な運営に協力する。

1 5 個人情報の保護

県は本事業で得られた個人情報については、漁業の担い手確保・育成に係る施策に利用し、本人の同意無く個人を特定できる情報は公表しないこととする。

県は漁業の担い手確保・育成のため、本事業を利用した研修生に追跡調査等を行うことがある。

16 その他

この要領に定めのない事項については、県及び関係者により協議して定めるものとする。